



「友人を誘えば儲かる?」「高収入も夢じゃない?」 ～マルチ商法にご用心 対前年増加率19.7%と被害急増中～

「マルチ商法」(連鎖販売取引)とは、商品やサービスを契約し販売組織の会員になった後、次は友人や知人の買い手を探し、販売組織に加入させてピラミッド型に販売員を増やし、販路を拡大させていく悪質商法です。商品・サービスなどは時の流れを巧みに取り込み、「あなたが会員を増やせば、自動的に多くの利益が得られます」の売り言葉で誘う悪質業者につい騙されてしまう被害者は、今もなお増え続けています。

岐阜県県民生活相談センター公表の年報によると、「マルチ商法」の相談件数は、前年に比べ15件増の91件(対前年増加率19.7%)となっており、全体の相談件数が減少傾向の中、この急増は特に目立っています。

マルチ商法に関するトラブル

◎友人に「食事に行こう」と誘われて…

「会員になって、**健康食品**を友人などに売るだけで簡単に儲かる」と話を持ちかけられる。この後、説明会・食事会に参加。よい話だから、「やってみようかな」と心がゆるぐ…。

落とし穴 「食事・会合」など、本来の目的を隠して誘われ、商品購入のお金を事業者に借りるよう勧められる。

結果 全く儲からず、残ったのは借金と商品の在庫。

◎知人から「投資しない?」と電話が…

投資セミナーへ参加し、高金利の投資を承諾する。さらに、友人を紹介すれば配当金の他に紹介料も受け取れる…と説明がある。数日後、配当金が振り込まれて「友人に、次々紹介しよう」とやる気満々になる。

落とし穴 配当金が振り込まれ、つい信用してしまう。

結果 数カ月で振込みが中止されるが、事業者との連絡が取れなくなる。



♥「あなただけに教える」といった儲け話は、まず疑ってください。儲かる話を他人に教えますか?

☺ 対応策

「マルチ商法」は、契約から20日以内ならクーリング・オフ(契約解除)ができます。

また、20日間を過ぎても中途解約ができる可能性もあるので、あきらめずに消費生活相談窓口へ連絡・相談しましょう。

～マルチ商法の被害を防ぐ心得5か条～

- 一. 身近な人からの勧誘でも毅然と断る!
- 二. 安易に甘い言葉を信じて契約しない!
- 三. 事業者への投資の勧誘を安易に信じない!
- 四. 身近な人に不審な点があれば相談相手になる!
- 五. 困ったら、迷わず早急に下記機関へ相談する!

●相談連絡先 消費者ホットライン ☎188(いやや!)または、☎(0570)064-370
 県民生活相談センター ☎277-1003
 警察安全相談室 ☎272-9110
 役場環境経済課 消費生活相談窓口 ☎388-1301
 (専門相談員による相談も行っています。<25ページ参照>)